

米兵による集団女性暴行致傷事件に関する意見書

去る10月16日未明、沖縄本島中部において、米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍兵2人が、帰宅途中の女性を襲い性的暴行を加えたうえ、女性の頸部に傷を負わせる集団女性暴行致傷容疑で逮捕されるという極めて悪質な事件が発生し、県民に強い衝撃と大きな不安を与えている。

本県では、これまでもこのような米兵による事件は幾度となく発生しており、今年8月18日に那覇市で起きた米兵による強制わいせつ致傷事件の恐怖の記憶が県民の脳裏に鮮明に残るなか、今回の米兵による蛮行は、非人道的で女性の尊厳と人権を蹂躪し、県民の平穏な生活を脅かすものであり、断じて許すことはできない。

さらに、逮捕・送検された被疑者2人は、14日から嘉手納基地で補給業務を支援し、事件の発生した16日にはグアムに移動する予定であったとのことであり、短期間の滞在中に帰宅途中の女性に性的暴行を加えてけがを負わせるという米兵の蛮行に激しい憤りを覚える卑劣極まりない犯罪である。

今回の事件は、戦後67年が経過する現在においても、基地から派生する事件・事故等により、県民がその意思に反して巻き込まれる構図が、未だに継続している過酷な状況下にあることを如実に物語っている。

また、県民の猛烈な反対運動にも関わらずオスプレイを強行配備した日米両政府へ反発が強まる中での今回の米兵による犯罪に対し、県民の怒りと不信感は頂点に達している。

よって、本市議会は、県民の人権、生命、財産を守る立場から、米兵による集団暴行致傷事件に関し、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項について強く要求する。

記

- 1 加害者に対する厳正な処罰と被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
- 2 米軍人・軍属等の人権教育を徹底するとともに実効性のある抜本的再発防止策を講じ、その内容を公表すること。
- 3 日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、基地の整理・縮小・返還を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月24日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長